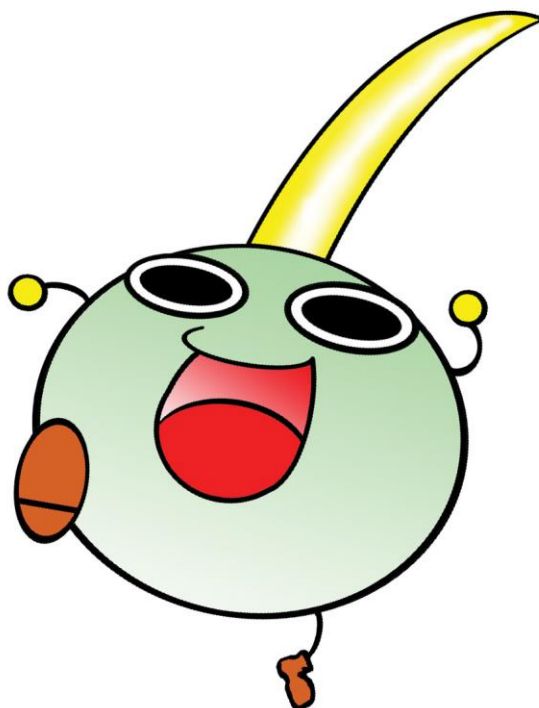


Ⅲ. 市の率先的な環境配慮行動

第1章 福山市地球温暖化対策 実行計画（事務事業編）



第1章 福山市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

1 計画の概要

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づいて、都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとされていることから、2016年（平成28年）3月に「福山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第4期）」（以下「実行計画（事務事業編）」という。）を策定しました。

市の事務及び事業から発生する温室効果ガスの総排出量を、2014年度（平成26年度）を基準年度とし、今後の施設の増減を見込んだ2020年度（令和2年度）における現状^{すうせい}趨勢（現状から特段の対策が行われなかった場合）での温室効果ガスの総排出量から5%（基準年度比2.4%）削減することを目標に、市自らが事業者・消費者として、職員一人一人が、省エネルギー・省資源等の環境に配慮した率先行動に努め、温室効果ガスの削減に向けて取り組んでいます。

<計画の概要>

- ・計画期間 2016年度（平成28年度）～2020年度（令和2年度）
- ・基準年度 2014年度（平成26年度）
- ・計画の範囲 市の事務及び事業全般（指定管理者含む。）
- ・削減目標 温室効果ガス排出量を現状趨勢値から5%（基準年度比2.4%）削減

2 計画に掲げる目標に対する実績

(1) 温室効果ガス総排出量等の削減

温室効果ガス (CO ₂ , CH ₄ 等)	削減 目標	2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度) 現状趨勢排出量	2018年度 (平成30年度)	
					増減率
総排出量 (t-CO ₂)	-5%	128,507	132,047	121,983	-7.6%

※増減率は現状趨勢排出量に対するものです。

<評 価>

排出量の大半を占める電気の使用量が削減され、現状趨勢値比で7.6%（10,064t-CO₂）、基準年度比で5.1%（6,524t-CO₂）の削減となり、評価の削減目標を達成しました。

電気事業者の温室効果ガス排出係数の低下が、温室効果ガスの排出量の減少に影響を与えており、温室効果ガス排出量のみならずエネルギー使用量の削減を行うため、引き続き取り組んでいく必要があります。

(2) エネルギー使用量の削減に関する項目

項 目	削減 目標	2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度) 現状趨勢値	2018年度 (平成30年度)	
					増減率
電気使用量 (千kWh)	-5%	132,101	137,090	131,581	-4.0
ガス使用量 (千m ³)	-5%	6,900	6,908	6,517	-5.7
灯油・A重油使用量 (千ℓ)	-5%	1,448	1,448	1,440	-0.6
公用車燃料使用量 (千ℓ)	-5%	743	743	727	-2.2

※増減率は現状趨勢値に対するものです。

<評 価>

現状趨勢値比で電気使用量は4.0%、ガス使用量は5.7%、灯油・A重油使用量は0.6%、公用車燃料使用量は2.2%の削減となりました。

(3) 用紙類の削減に関する項目

項 目	削減 目標	2014年度 (平成26年度)	2018年度 (平成30年度)	
				増減率
用紙使用量 (A4換算：千枚)	-5%	85,026	84,995	-0.04

※増減率は基準年度に対するものです。

<評 価>

用紙類の削減に関する項目については、基準年度比で0.04%の削減となりました。

(4) 廃棄物に関する項目

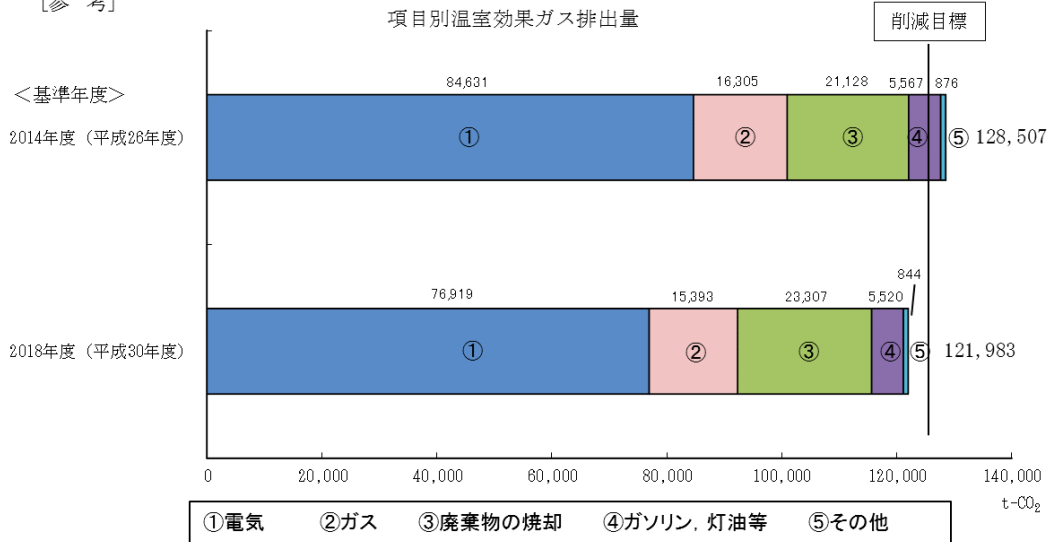
項 目	数値 目標	2014年度 (平成26年度)	2018年度 (平成30年度)	
				増減数
一般廃棄物排出量 (t)	776	817	887	70
資源化率 (%)	65	62	51	-11

※増減数は基準年度に対するものです。

<評 価>

廃棄物に関する項目については、基準年度比で一般廃棄物排出量は70t増加し、資源化率は11ポイント低下しました。

[参考]



3 目標達成のための取組

(1) 調達するときの取組

グリーン購入の対象品目（以下「特定調達品目」という。）を調達する際には、「福山市グリーン購入方針」に基づき調達を行い、特定調達品目以外についてもエコマーク、グリーンマークなど第三者機関の認定する環境ラベルを参考に、環境への負荷の少ない商品の調達に努めます。2018年度（平成30年度）は21分野275品目を特定調達品目に定めて取り組みました。

年度別グリーン購入実績（％）

年度 \ 分野	紙類	文具類	オフィス家具等	画像機器等	電子計算機等	オフィス機器等	移動電話等	家電製品	エアコン等	温水器等	照明	自動車等	消火器	制服・作業服等	インテリア・寝装道具	作業手袋	その他繊維製品	設備	災害備蓄用品	役務
2017年度(平成29年度)	99.7%	79.7%	93.9%	91.1%	98.1%	99.3%	4.2%	93.0%	12.2%	83.3%	99.0%	53.3%	100.0%	76.7%	23.8%	75.5%	5.1%	100.0%	100.0%	74.9%
2018年度(平成30年度)	99.6%	78.8%	89.5%	89.6%	93.0%	99.5%	100.0%	94.0%	8.3%	100.0%	99.7%	76.0%	100.0%	79.0%	29.1%	64.9%	60.1%	100.0%	91.3%	79.9%

(2) 使用するときの取組

電気，ガス，灯油等のエネルギーの使用にあたっては，省エネ法の努力義務である「年平均1%以上の省エネ」を達成するため，エネルギー使用の合理化に努めます。

また，電気需要平準化時間帯（7～9月，12月～3月の8～22時）において，空気調和設備や照明設備等の電気を消費する機械器具を稼働させる場合には，エネルギーの使用の合理化及び電気の使用量の計測管理の徹底により，電気使用量の低減に努めます。

(3) 廃棄するときの取組

ごみの減量，再使用，リサイクルの取組により，プラスチック類の焼却量を低減し，二酸化炭素排出量を削減します。

(4) 建築物の建設・運用に関する配慮

市有建築物の新設及び大規模改修においては，より環境負荷低減効果の高い施設建設に努めるとともに，太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー等の導入に努めます。

(5) 職員に対する研修

実行計画（事務事業編）を全庁的に展開し、着実に推進していくためには、職員一人一人が環境の現状や実行計画（事務事業編）の内容について、必要な情報や知識を有していることが不可欠です。このような観点から、職員研修の実施や本計画書の内容、役割、取組内容等の基本事項をわかりやすく取りまとめたマニュアルを作成し、取組の意義等について理解を深め、組織的に取り組めます。

(6) エコ通勤

福山都市圏全体で、過度なマイカー利用を見直し、自転車や公共交通を利用したエコ通勤への転換を促すノーマイカー運動「ベスト運動」に、年間を通じて重点的に取り組んでいます。

本市でも職員のエコ通勤の取組を行い、2018年度（平成30年度）の参加率は68.7%でした。

(7) 廃棄公文書リサイクル事業

庁内で発生する保存年限満了文書等を製紙会社へ搬入し、古紙のリサイクルを行っています。2018年度（平成30年度）は、7回搬入し、約161 t を処理しました。